

令和2年度

山形県公立大学法人

年度計画

令和2年3月

山形県公立大学法人

目 次

第 1 年度計画の期間 1

第 2 の 1 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の内容及び成果	1
(2) 教育実施体制の充実	2
(3) 学生の確保	3
(4) 学生支援の充実	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	5
(2) 研究実施体制の整備	6
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
(1) 地域で活躍する人材の輩出	6
(2) 教育研究成果の地域への還元	6
(3) 他大学との連携	6
(4) 高等学校等との連携	6
(5) 県民への学びの機会の提供	7
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	7

第 2 の 2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するた めにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置	7
(1) 教育の内容及び成果	7
(2) 教育実施体制の充実	8
(3) 学生の確保	8
(4) 学生支援の充実	10
2 研究に関する目標を達成するための措置	11
(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信	11

(2) 研究実施体制の整備	12
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	12
(1) 地域で活躍する人材の輩出	12
(2) 教育研究成果の地域への還元	12
(3) 他大学との連携	12
(4) 高等学校等との連携	12
(5) 県民への学びの機会の提供	13
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	13

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	13
2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	13
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	14
(1) 人材の確保	14
(2) 業績評価制度の構築	14
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	14

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	14
(1) 外部研究資金の獲得	14
(2) その他自己収入の確保	14
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	15
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	15

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	15
2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	15

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	16
2 人権に関する目標を達成するための措置	16

3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	16
---	----------------------	----

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1	予算	17
2	収支計画	17
3	資金計画	18

第8 短期借入金の限度額

1	短期借入金の限度額	18
2	想定される理由	18

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 18

第10 剰余金の使途 18

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1	施設及び設備に関する計画	19
2	人事に関する計画	19
3	積立金の使途	19
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	19

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

第2の1 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

① 学部教育

豊かな人間性と、幅広く深い教養と知識のうえに、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた国際的な視野を有する人材を育成する教育を全教員の共通認識のもと展開する。

また、教育の成果として、保健・医療・福祉・介護など多様な分野において活躍でき、地域住民の健康づくりを担い、国・県・市町村などの栄養政策を牽引できる管理栄養士や学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭を輩出するなど、県内各界において食を通じた健康づくりを担い、広い視野を持ちながら、将来的に広く活躍できる人材を養成するため、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 新任教員研修や学科会等の機会を利用して、全教員に本学の教育研究上の理念と教育目標を周知し、大学の人材育成において各授業科目の果たす役割の理解促進を図る。

イ 外部評価機関による大学認証評価を受審し、その評価結果を公表するとともに、指摘事項に対しては、担当委員会が中心となって問題点を整理し改善に努める。

ウ 厳正かつ適正な成績評価のために、現在用いているGPA値の妥当性を継続的に検証するとともに、令和元年度に導入した成績に関する異議申立制度の実施結果を検証し、必要に応じて改善を加える。

エ 令和元年度に行った管理栄養士新コアカリキュラムとの整合性の確認結果をもとに、本学のカリキュラムの検討を行い、管理栄養士の養成に適した教育の充実を図る。

オ 授業評価アンケートを前期及び後期に実施し、学生の授業に対する意見や要望等を把握するとともに、それを次期の授業に反映させる。

カ 成績評価や教育方法の改善、学生指導の向上等に資する教職員向けの研修を実

施する。

キ 新学務システムを活用した履修・成績等管理により、学生指導・支援の一層の充実を図るとともに、学生や教員等の要望をもとにシステムの改善を検討する。

② 大学院教育

栄養に関するより高度な専門知識と専門技術を身に付け、医療・福祉・介護などの現場で指導的役割を果たす人材や行政・研究機関などで栄養に関する施策の推進や地域の栄養課題の解決に貢献できる人材、管理栄養士等を養成する施設において指導を行える人材を育成するため、教育研究に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 大学院の教育研究理念及び教育目標を踏まえた、教員の資質向上を図る研修を実施するとともに、院生が主体的に学修、研究を行うことのできる環境の整備など、教育研究の充実に向けた取組みを進める。

イ 院生の学修等の状況・成績評価結果について研究科教員全員が共有し、少人数教育を活かした個別指導、双方向的授業を実施する。

また、少人数の学生を対象としたグループワーク等の教育方法のあり方について検討を行う。

ウ 院生の要望・資質を十分考慮した研究テーマを選定し、院生の主体的な研究活動を指導していく。研究指導には主・副研究指導教員の他、必要に応じ他領域の教員が助言できる体制を継続する。

また、授業や研究において、優れた研究文献や欧米の文献などを積極的に取扱うとともに、院生を学会等に参加させるなど、新しい知見の修得や最新の研究動向を押さえて学修・研究できるような環境整備に努める。

エ 院生の学修環境に応じ、土曜日の授業開講や長期履修制度の活用など、柔軟な対応を継続するとともに、社会人院生に配慮した授業のあり方を検討する。

オ 学位論文審査を含む成績評価について、公正、適正に行われているか検証しながら実施する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

ア 各教員の専門領域や資質・適正を考慮のうえ、大学院の運営にも配慮しながら、効果的な教育を実現できる教員の配置に努める。

イ 地域での農業体験を取り入れながら、山形の歴史や食文化を学ぶ科目を開講す

る。実施にあたっては、地域特性に対する理解を深めるため、地域で活躍する専門家を活用する。

② 教育環境

ア 教育環境等に関する学生の意見を聴取するために、「学生の声」アンケートを前期及び後期の計2回実施する。学生の意見や要望は、自己評価改善・SDFD委員会と担当委員会が協力し、環境改善の取組みにつなげる。

イ 学生アンケートの意見や事務局窓口への要望等を参考にしながら、整備や改修が必要な施設・設備を再確認するとともに、適宜改修等を行っていく。

ウ 講義や実習を効果的に行うことができるよう、視聴覚機器に関する定期的な点検、情報機器や実習用備品等の整備に努めるとともに、変化する教育プログラムや学生実験実習用機器の進歩に合わせ、現有機器について更新の検討を始める。

エ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、4月講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、以下の方策に取り組み、次の入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

・一般入試

志願者倍率 4.6倍

・推薦入試(社会人入試を含む)

志願者倍率 1.7倍

イ アドミッション・ポリシーを踏まえた上で、入学時のプレイスメントテストの結果やGPAと入試形態の関連性並びに入学者アンケートの結果を整理しながら、引き続き入試制度の検証を行う。

また、受験生の主体性の評価等、将来の大学入試改革に伴う入試制度の変更事項を確実に履行する体制づくりを行う。

ウ 高校進路指導担当者説明会や高校訪問を実施し、また、各高校や企業が実施する模擬授業や大学説明会に参加するなど、積極的に高等学校との連携強化に努める。

実施にあたっては、県内を中心に、東北地方(特に宮城県、福島県)の主要進学校

も視野に入れながら、志願者の確保に努める。併せて、長期休業期間中に学生特使を出身校に派遣する。

エ オープンキャンパスの内容について、前年度の参加者アンケートや高校側の要望等を踏まえながら、内容・開催時期についてプログラミングを行い、年2回実施する。

オ 大学ホームページや大学案内の内容及び効果について検討し、入試広報戦略を再構築する。併せて、模擬授業等のWeb配信を試行し、また、SNS等を活用した情報発信を行うことで、より直接的かつ戦略的に受験生へ本学をPRする。

カ 新学務システムを利用し、志願者確保に向けたデータの作成及び入試情報管理を行うとともに、県内志願者増加のための方策を検討する。

キ 社会人が仕事と学業の両立を図れるよう、学修環境について、管理栄養士の働く職場や院生等から情報を収集しながら、必要に応じ改善を行う。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 1学年2人担任制を継続し、きめ細かな学修支援を行うとともに、年2回の個人面談を実施することにより、学年に応じた計画的な履修相談及び履修指導を行う。

イ 学生アンケートの実施のほか、法人の意思決定に関わる理事等と学生代表が対話する機会を設け、学生の率直な意見を反映しながら、教育環境の充実につなげる。

ウ 様々な機会を通して学生の要望を把握し、学生の自主的学習を支援する教材の拡充や設備の充実を図る。

エ 市内循環バス利用に対する助成を継続するとともに、冬期間の学寮・大学間の交通手段の確保支援を通して、学生の通学の利便性向上を図る。

② 生活支援

ア 個人情報への取扱いに留意しながら、各相談窓口や関係機関が可能な限り情報を共有し、特に、看護師やカウンセラーと連携を強化することで、全学的な対応と学生への適切な支援に努める。

イ 高等教育の修学支援新制度を踏まえた本学の授業料免除制度により、学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

また、奨学金制度についての説明会や掲示等を適切に行い、学生が奨学金を活

用しやすい環境整備に努める。

ウ 担任やゼミ担当教員等による、学生の課外活動や自主的な活動への支援を継続する。

また、学生代表者や学寮入寮者との定期的な意見交換会を実施し、学生の要望を把握し、大学運営等に活用する。

③ キャリア支援

ア 1～3年次生を対象とした「OB・OGの話を聞く会」の内容を拡充して開催するとともに、エンプロイメントアドバイザー(就職相談員)による学生の面談を継続して実施する。

また、学生の進路希望を達成するために、希望職種に応じた対策ガイダンスや個別指導等を実施することで、学生のニーズに合わせたきめ細かな支援を実施する。

イ 管理栄養士国家試験の合格率100%を目指し、4年次に実施する業者模擬試験の成績分析及び指導・助言のほか、試験対策関連書籍の購入等の対策を講ずる。

また、令和2年3月から適用された新しいガイドラインの改定に対応すべく、4年次生を対象にした学外講師による特別講座を設ける。

ウ 学生の円滑な就職・進学活動を積極的に支援するため、昨年度に引き続き、次の取組みを実施する。

i キャリア支援センターの公務員試験・教員採用試験・就職支援関係書籍の充実を図る。

ii 県内外の管理栄養士就職ターゲットとなる企業・施設と情報交換を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 行政や関係機関等と積極的に情報交換を行い、それらの施策や動向、地域の課題等の把握に努めるとともに、学外との共同研究及び受託研究を推進する。

イ 科学研究費補助金等の採択に向けて、本学の資金支援制度(戦略的研究推進費)を継続し教員の研究推進を図るとともに、多くの教員が本制度を利用できるよう、効果的な配分と周知に努める。

ウ 学内の外部資金既得者や学外の有識者の協力を得ながら、科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金の仕組みや申請等に関する研修会を開催する。

エ 地域連携・研究推進センター主催の公開講座の開催や、同センター報告書の発行を通して、研究成果を地域に還元する。

また、教員の研究テーマや対応可能な公開講座のテーマをホームページに掲載し、広く情報発信を行う。

(2) 研究実施体制の整備

ア 優秀な業績の教員に対する表彰及び特別研究費の交付を継続し、教員の研究に対するモチベーション向上と研究活動の促進を図る。

イ 各種業務や委員会活動のほか、特に研究の実施に関し、教員と事務職員の担当すべき業務を明確にすることにより、研究実施体制の強化につながるような業務運営に努める。

ウ 学外で実施される各種研修情報を教員に周知するとともに、長期の学外研修制度の活用を促し、更なる教育研究力の向上を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

ア 地域で活躍する人材の育成に資するよう、県内の病院や福祉施設、保健所等と連携し、現場での実習を伴う教育を実施する。

また、実習をより効果的に実施するため、実習先との意見交換等を通して現場の意見を取り入れ、必要な見直しを行う。

イ 栄養大及び管理栄養士に対する県民の理解をより深めるために、講師派遣や大学説明会、臨地実習施設訪問等の機会を利用して、その意義や社会的役割について周知を図る。

(2) 教育研究成果の地域への還元

県関係部局をはじめとする行政機関や他大学、企業、関係機関等との情報交換に努めるとともに、それらと連携した健康や栄養に関する活動を通して地域貢献を行う。

(3) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」の活動に参加するとともに、県内大学の中でも特に、山形大学及び山形県立保健医療大学との交流及び共同事業の実施により、他大学との連携を推進する。

(4) 高等学校等との連携

県内外の高校等で模擬授業や公開講座等を積極的に行い、その授業等において健康

増進に係る管理栄養士の役割等を説明し、高校と連携して本学趣旨を理解した受験者の確保を図る。

(5) 県民への学びの機会の提供

ア 「栄養」や「健康」に関する公開講座を開催するとともに、その内容を記録した活動報告書を作成し、広く県民に発信する。

イ 本学の卒業生や県内の栄養関係者を対象とするリカレント講座を開講し、地域の栄養関係者の資質向上に寄与する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成するため、山形大学と共同で実施した文部科学省補助事業「大学の世界展開力強化事業」の報告会開催のほか、専門科目や教養科目においても海外の栄養改善活動等を学ぶなど、学生が海外の情報に触れる機会を設ける。

イ 本学教員の海外における研究活動を支援して海外情報の収集に努めるとともに、必要に応じてその情報を学内で共有し、教育研究に活用する。

第2の2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果

学科における教育の成果として、全教員の共有認識のもと教養教育と専門教育の融合を図り、教養と実学をバランスよく身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生を育成し輩出するため、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

ア 令和元年度に導入した教養キャリア科目について、その内容の確認を行うとともに、地域や学生が求める人材像を育成する教育の実現に向け、教養科目の見直しを検討する。

イ 引き続き他大学単位互換科目や既取得単位認定科目において、履修状況の確認、現状把握を行い、改善の有無を検討する。

また、同一法人である栄養大との単位互換科目の拡大の可能性について検討する。

ウ 授業評価アンケート等を活用して、学生の主体的学修の取組み状況を確認しながら

- ら、より効果的な学修の実現のために、シラバス記載の改善及び充実を図る。
- エ 授業評価アンケートを前期及び後期に実施し、学生の授業に対する意見や要望等を把握するとともに、それを次期の授業に活用させる。
- オ 外部評価機関による大学認証評価を受審し、その評価結果を公表するとともに、指摘事項に対しては、担当委員会が中心となって問題点を整理し改善に努める。
- カ 高等教育の修学支援新制度に適合した、厳格かつ適正な成績評価及び単位認定について、継続して実施する。
- キ 新学務システムを活用した履修・成績等管理により、学生指導・支援の一層の充実を図るとともに、学生や教員等の要望をもとにシステムの改善を検討する。

(2) 教育実施体制の充実

① 教員の配置

- ア 米短大の教育研究のあり方の検討状況を勘案しながら、引き続き大学全体として適切な教員配置を行う。
- イ 地域で活躍する方々を講師とする「総合教養講座」を継続して開催し、外部有識者の積極的な活用を図るとともに、学生や社会のニーズに対応できるよう、授業終了後にアンケートを実施し、その結果を内容及び講師の選定に活用する。

② 教育環境

- ア 教育環境等に関する学生の意見を聴取するために、「学生の声」アンケートを前期及び後期の計2回実施する。学生の意見や要望は、自己評価改善・SDFD委員会と担当委員会が協力し、環境改善の取組みにつなげる。
- イ 学生アンケートの意見や事務局窓口への要望等を参考にしながら、整備や改修が必要な施設・設備を再確認するとともに、適宜改修等を行っていく。
- ウ 講義や実習を効果的に行うことができるよう、視聴覚機器に関する定期的な点検を行うとともに、情報機器や実習用備品等の整備に努める。
- エ 電子書籍を含めた収蔵書籍の充実、ほかの図書館と連携した相互貸借、土曜日開館、4月講義期間及び前期補講試験期間の開館時間延長を継続し、学生及び教員の利便性向上を図る。

また、図書館内の環境整備については、アンケート等を実施して利用者の意見や要望を集約し、随時検討のうえ、必要に応じて対応する。

(3) 学生の確保

- ア 県内出身者をはじめとする志願者の確保に向け、イ～キの方策に取り組み、次の

入試形態ごとの目標を達成するよう努める。

- ・一般入試

志願者倍率 3.5倍

- ・学校長推薦入試

志願者倍率 1.0倍

- ・自己推薦入試

志願者倍率 1.3倍

- ・AO入試

志願者倍率 1.5倍

また、アドミッション・ポリシーをより反映した入試にするため、前年度の入試の結果を踏まえ、各学科の入試内容(入試形態・募集人員・面接及び試験問題の内容等)の見直しを行う。

イ 入試状況や入学予定者調査等の分析をもとにして、志願者確保のための効果的な広報活動を展開する。

ウ 前年度に実施した入試の結果を踏まえながら、県内志願者の増加につながるよう、以下の方策を実施する。

- i 県内高校の進路担当教員等を対象とした大学説明会を開催する。

- ii 訪問を実施する教員に高校側への説明事項を周知徹底したうえで、積極的に高校訪問を実施する。また、学校長推薦入試後も、主に県内高校を対象とした訪問を必要に応じて実施する。

- iii 学生特使の実施時期及び人数配分を各学科の進路の実情に応じて検討し、適切に実施する。

エ オープンキャンパスの開催にあたり、前年度の実施状況、参加者アンケートの結果及び参加人数を踏まえ、開催時期及び実施内容について検討を行い、参加者にとって参加しやすく、本学の特色をより効果的に伝えられる内容に改善する。

オ 入試情報・大学情報のより効果的な提供方法として、重要な情報発信媒体であるホームページのほか、SNSを積極的に活用し、本学の総合短期大学としての特色や入試及びオープンキャンパスの情報を分かりやすく伝える。

カ より多くの志願者確保のため、前年度に実施した入試の結果を踏まえ、入試内容等(入試形態・募集人員・出願資格、出願方式、入試会場)について検討する。

このほか、文部科学省による令和3年度入学者選抜実施要項の見直しに伴う本学

入試制度の変更点について、各高校に適時・適切に周知する。また、制度変更による入試形態ごとの志願者数の増減や評価方法を事後検証し、適正な入試の実施に努める。

キ 新学務システムを利用し、引き続き志願者確保に向けたデータの作成及び入試情報管理を行う。

(4) 学生支援の充実

① 学修支援

ア 担任制によるきめ細かな指導のほか、全教員がオフィスアワーの設定や電子メールによる相談受付を行うとともに、その相談窓口の連絡先等を学生に明示し、学修について学生がいつでも相談できる体制の整備に努める。

イ 学生アンケートの実施のほか、法人の意思決定に関わる理事等と学生代表が対話する機会を設け、学生の率直な意見を反映しながら、教育環境の充実につなげる。

ウ 各学科合同研究室や自習室等の利用者拡充に向け、必要な設備の充実や適切な運用を行う。

エ 障がいのある学生を支援するため、教職員が障害を理解する機会を設けるとともに、ノートテイクの活用や学生との定期的な面談を通して、学生のニーズに応えた支援を行う。また、留学生に対しては、必要に応じてチューター制度による支援を行う。

そのほか、多様な学修ニーズに対応した教育として、社会人学生や科目等履修生制度について大学のホームページを活用し周知に努める。

オ 引き続き市内循環バス利用者に対する助成、並びに冬期間における学寮・大学間のバス運行に向けた支援を行い、通学の利便性向上を図る。

② 生活支援

ア 個人情報取り扱いに留意しながら、各相談窓口や関係機関が可能な限り情報を共有し、特に、看護師やカウンセラーと連携を強化することで、全学的な対応と学生への適切な支援に努める。

イ 高等教育の修学支援新制度を踏まえた本学の授業料免除制度により、学資等の確保が困難な学生への支援を行う。

また、奨学金制度についての説明会や掲示等を適切に行い、学生が奨学金を活用しやすい環境整備に努める。

ウ 大学自治会や各サークル、学寮の活動を支援するため、学生との意見交換会を定期的に開催するとともに、担当教職員が連携し、適切な助言を行う。

③ キャリア支援

ア キャリア形成のための各種講座の実施や学生相談へのきめ細かな対応、学生への適時の進路情報提供、キャリア支援センターの体制整備等により、総合的なキャリア支援を展開する。

また、キャリア支援センターに配置したキャリアコンサルタントの効果的な活用を通じて、キャリア支援の充実を図る。

イ 就職希望者の就職率向上を目指し、就職に役立つ各種講座、キャリアコンサルタントの配置、効果的な企業訪問、学内企業説明会の開催のほか、学外の企業説明会やインターンシップへの参加、各種資格試験受験に対する支援を継続して実施する。

また、労働・雇用関係者やOGと協力した学生への情報提供や就職活動支援等について検証し、その充実を図る。

ウ 編入学希望者の合格率向上を目指し、編入学状況の変化に対応した各種講座の開催、情報提供、支援体制の整備のほか、編入学英語・小論文指導を行う指導員の配置を継続する。

エ 就職活動支援システムを活用し、学生及び教職員に就職・編入学情報の提供を行うとともに、学生の進路希望等の情報、特に編入学受験状況をタイムリーに収集することで、状況に合わせたきめ細かな支援を実現する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信

ア 科学研究費補助金等の採択に向けて、本学の資金支援制度（戦略的研究推進費）を継続し教員の研究推進を図るとともに、多くの教員が本制度を利用できるよう、効果的な配分と周知に努める。

イ 学内の外部資金既得者や学外の有識者の協力を得ながら、科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金の仕組みや申請等に関する研修会を開催する。

ウ 教員の研究成果に関する広報活動として、昨年度施行した機関リポジトリ運用指針に従い、大学紀要及び生活文化研究報告書のほか、学内で刊行されている学術誌についても積極的に社会に発信していく。

エ 生活文化研究所を中心に、県民や社会に貢献する地域課題に密着した研究を推進し、研究成果の地域への発信を行う。

(2) 研究実施体制の整備

ア 優秀な業績の教員に対する表彰及び特別研究費の交付を継続し、教員の研究に対するモチベーション向上と研究活動の促進を図る。

イ 良質な教育を保証するために不可欠な研究活動を支える施設、設備、備品等について、定期的に調査を行うとともに、必要に応じて整備を行う。

ウ 各種業務や委員会活動のほか、特に研究の実施に関し、教員と事務職員の担当すべき業務を明確にすることにより、研究実施体制の強化につながるような業務運営に努める。

エ 地域の生活文化向上を目的とした地域貢献として、生活文化研究所が主体となって本学教員の研究テーマや研究成果を県民に周知し、大学が有する知見を学外から利用しやすい環境を整える。

オ 学外で実施される各種研修情報を教員に周知するとともに、長期の学外研修制度の活用を促し、更なる教育研究力の向上を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域で活躍する人材の輩出

本学に対する地域の人材ニーズを把握するため、様々な機会を捉え情報収集を行うとともに、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

また、これらの情報を教員・学生に提供し、就職指導や就職活動に活かすことで、卒業生の活躍の場の拡充に努める。

(2) 教育研究成果の地域への還元

生活文化研究所の活動を中心として、県内の行政・教育機関や企業、有識者等との共同研究を推進するとともに、その研究成果を還元し、地域貢献を進める。

(3) 他大学との連携

「大学コンソーシアムやまがた」及び「米沢市学園都市推進協議会」の活動に積極的に参画し、特に、近接する栄養大及び山形大学（工学部）との連携を推進していく。

(4) 高等学校等との連携

地域の高校との連携協定に基づいた受講生の受け入れや、県内高校等への出前講座の実施により、地域教育への貢献を行う。また、連携のあり方を模索するために、高

校訪問等の機会を利用して、大学と高校の実情等について積極的に情報交換を行う。

(5) 県民への学びの機会の提供

地域のニーズに即した公開講座や講師派遣を実施し、地域住民や児童生徒に対して「学び」の機会を提供する。また、新しい生涯学習の機会として、「授業の開放」の実施について検討を行う。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ア 令和元年から実施した「異文化理解実習」について、その内容及び実施方法等の検証を行う。
- イ 学生の国際感覚の涵養のため、「米沢市国際交流協会」や山形大学（工学部）と連携して情報と機会を提供し、地域の国際交流活動への学生の参加を促進する。
- ウ 国際化に対応した教育研究を推進するため、本学教員の国際学会への出席や海外での研究活動を支援する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 新しい理事長のリーダーシップのもと、機動的・効率的な法人及び大学運営が行われるよう、法人役員等による定期的な会議を通して各理事及び管理職が情報を共有し、理事長を補佐する執行体制の強化に努める。
- イ より効果的な運営体制の構築を目指し、委員会等の学内組織について、法人役員会議で検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ウ 幅広い意見を大学運営に反映できるよう、理事や審議会委員の改選にあたっては、学外有識者や専門家を積極的に登用する。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 学外有識者による外部資金獲得に資する研修会を開催する。また、外部資金獲得を目指した研究を奨励するために、学長裁量費を活用し、教育研究の組織的取組みを強化する。
- イ 米短大の教育・研究のあり方やあるべき姿について、地域のニーズを的確に把握しつつ、校舎や学寮・図書館の老朽化への対応も含め、県とも緊密に連携しながら引き続き検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

ア 両大学の人事に関する規程に基づき、適切に教員の採用及び昇任を行う。

また、男女共同参画や女性の職業生活における活躍の推進の観点から、米沢栄養大学における文部科学省の補助事業（ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型））を活用し、女性研究者の育成及び支援に努める。

イ 教員の教育・研究力の向上を目指した研修会を実施するとともに、他大学や他機関が実施する研修会の情報について全教員に周知し、積極的な活用を促す。

ウ 法人採用事務職員の学外研修受講を奨励するとともに、自主的な研修活動を支援し、大学特有の業務実施に資する専門性の向上を図る。併せて、キャリア形成のための配置換えについても配慮していく。

(2) 業績評価制度の構築

ア 両大学とも、教員業績評価を適正に実施してくとともに、業績結果を処遇に反映させるための優秀者表彰制度及び特別研究費の交付について、継続して実施する。

イ 事務職員の人事評価に関し、令和元年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、より効果的な制度とすべく検証するとともに、評価結果の処遇等への反映の仕組みについて検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

ア 学生募集、教務就職支援等の大学特有の事務処理について、可能な限りマニュアル化を推進し、この活用及びマニュアルの改善により、業務の効率化を進める。

イ 各職員が日頃から業務の効率化、事務系業務システムの有効活用等を心がけるとともに、事務局全体の業務の調整を随時行い、効率化に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

学内外の外部資金既得者や資金獲得の際に必須の研究倫理・コンプライアンスに関する有識者による研修会を実施し、外部研究資金制度とその仕組み、研究倫理についての有効な情報の収集及び周知に努める。

(2) その他自己収入の確保

- ア 授業料、入学料等の確実な納付を図るため、一部免除者、徴収猶予者及び支払遅延者の状況を把握し、適宜、適切な督促・指導等を行い、滞納防止に努める。
- イ 大学基金の募集について、より周知が図られるよう、現在活用している法人のホームページ以外にも、多様な方法について検討を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

- ア 経費の一層の節減に向け、引き続き全学的に教職員の意識を高め、冷暖房機器の温度調整、照明の間引き点灯等による節電やミスコピー用紙等の再利用等を実施する。
- イ 管理的経費については、引き続き経費の節減と効率的な執行を行い、前年度予算額を下回るよう節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 大学施設の有料での地域開放について、その使用料を含め本学のホームページなどで引き続き周知し、施設の有効活用を図る。
- イ 会計関連規程に基づいた適正な資金管理を引き続き行うとともに、短期の定期性預金等により、安全かつ効果的に余裕資金を運用し、収入の増加を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

年度計画に基づき、教育・研究水準の維持、向上を図るための自己点検・評価を実施する。

また、令和2年度は両大学において、外部評価機関による大学認証評価を受審する。その評価結果を公表するとともに、指摘事項については、自己評価改善・SDFD委員会を中心となって、担当委員会等と協力して改善につなげる。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ア 財務諸表や事業報告書、年度計画等の法人の運営に関する情報について、積極的かつ速やかに公開する。
- イ ホームページや大学案内、SNS（LINE）等の多様な情報発信媒体を効果的に活用し、大学の特色や魅力を積極的に発信していく。
- ウ マイナンバーを含めた個人情報の管理及び個人情報の開示請求について、点検を実

施しながら適切に対応していく。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

ア 衛生委員会が中心となって、職員の健康管理に係る情報提供やストレスチェックの実施、職場巡視等を行い、職員の健康の保持増進、職場環境の改善に努める。

イ 事故犯罪による被害の未然防止に向け、学内施設等の防犯・安全対策の状況を適時点検するとともに、関係機関との連携体制を強化する。

また、事故・災害等の発生に備え、危機管理マニュアルの点検・整備を行うとともに、有事を想定した実践的な訓練を実施する。

ウ 大学の情報システムや情報機器を含むネットワーク環境について、随時点検・整備するとともに、情報セキュリティポリシーに基づく講習・周知を行う。

2 人権に関する目標を達成するための措置

ア ハラスメントに関する国の動きや人権意識向上を含めた研修会を開催し、全教職員に受講を義務付ける。また、関係規程やガイドラインを継続的かつ徹底して周知し、ハラスメントの発生防止と排除の意識向上をより強力に押し進める。

イ ハラスメントの早期発見・深刻化防止のため、相談窓口の周知及び相談員のスキル向上を行い、相談体制の整備に努める。

ハラスメント事案が発生した際は、関係規程に基づき迅速に調査を行うとともに、ハラスメント対策委員会と相談室が緊密に連携し、関係当事者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

ア コンプライアンスを推進するための研修会を開催し、教職員の法令遵守に対する意識の向上を常に目指していく。

イ 平成27年度に整備した公益通報者保護規程及び研究活動不正防止規程について、必要に応じて見直しを行いながら、適正かつ公正な業務運営の確保に努める。

ウ 年1回定期の内部監査を実施するとともに、必要に応じ随時の内部監査を行う。

第7 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和2年度)

(単位：千円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	554,892
補助金等収入	60,000
自己収入	367,876
授業料等収入	350,931
その他の収入	16,945
受託研究等収入	200
目的積立金取崩	11,479
計	994,447
支出	
業務費	923,707
教育研究経費	173,745
人件費	749,962
一般管理費	70,540
受託研究等経費	200
施設整備費	0
計	994,447

2 収支計画(令和2年度)

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	1,048,142
業務費	923,559
教育研究経費	173,397
受託研究費等	200
人件費	749,962
一般管理費	66,078
その他費用	0
施設整備費	0
減価償却費	58,505
収益の部	1,048,142
運営費交付金収益	554,892
補助金等収益	60,000
授業料収益	296,441
入学金収益	75,837
入学考査料収益	12,273
受託研究等収益	200
その他の収益	16,945
資産見返負債戻入	20,075
目的積立金取崩	11,479

3 資金計画(令和2年度)

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	994,447
業務活動による支出	956,017
投資活動による支出	0
財務活動による支出	38,430
次年度への繰越金	0
資金収入	994,447
業務活動による収入	982,968
運営費交付金による収入	554,892
補助金等による収入	60,000
授業料等による収入	350,931
受託研究等による収入	200
その他の収入	16,945
投資活動による収入	0
施設等整備による収入	0
長期貸付金の回収による収入	0
利息受取額	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	11,479

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円。

2 想定される理由

運営交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出等の地域貢献の取組み及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし。